

熊本城の管理に関する要綱

平成19年12月改正

令和7年3月改正

(熊本城使用に関する基本方針)

- 第1条 熊本県及び熊本市は、国指定の特別史跡である熊本城跡（以下「熊本城跡」という。）、構成要素である重要文化財の熊本城諸櫓（以下「熊本城諸櫓」という。）及び天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域（以下「指定地域」という。）について、この維持保存のため常時努力を続け、これをき損することのないように万全な対策を講ずるものとする。
- 2 熊本城跡、熊本城諸櫓及び近く指定を予定されている公有の地域については、熊本市が管理団体として維持、保存にあたり、天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域については、熊本県がその直接管理を担当している。両者は互いに緊密な連絡をとり、文化財の維持保存に当たるものとする。
- 3 指定地域内における業務及び諸行事の開催は、文化財保護法（以下「法」という。）の規定による現状変更等（以下「現状変更等」という。）の許可、又はその他の必要な正規の手続きを経て許可を得た場合以外は原則として一切これを禁止する。

(届け出を要しない業務等)

- 第2条 指定地域内における業務及び諸行事の開催について届け出を要しないものは、次の各号に限る。
- (1) 藤崎台野球場における熊本県教育委員会（野球場担当課）が正式に承認する野球場の使用目的に合致した使用の場合、及びその際の正規駐車場の駐車範囲内における駐車。
 - (2) 熊本城総合事務所が、熊本城内の日常の維持管理上必要と認めて実施する清掃その他管理団体の本務としての業務。
 - (3) 熊本県立美術館、熊本博物館及び旧細川刑部邸が、その直接管理する敷地及び建物内における現状変更を伴わない維持管理のための軽微な業務。
 - (4) 監物台樹木園が、園内の直接の維持管理上実施する現状変更を伴わない軽微な日務。
 - (5) 特別な許可を得てこの地域内で常時商行為を営む者が、定められた範囲内で商行為に伴い最小限必要な事項を実施する場合。

(現状変更申請等の要件)

- 第3条 指定地域における現状変更等の申請は、次の各号に掲げる要件全てに適合するものでなければならない。
- (1) 史跡・重要文化財等としての保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。
 - (2) 文化財の指定を受けた物件に危険危害を及ぼすおそれのないもの、又はその危険危

害を防止する対策が十分に配慮されていること。

- (3) 文化財に直接危険危害を及ぼさず、またその行為によって滅失・衰亡、破損、き損を招来するおそれのないことが確認できる場合。
- (4) 文化財の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、又は景観上の影響も軽微にとどめることができるもの。

(諸行事開催に係る現状変更等の制限)

第4条 指定区域における現状変更等において諸行事開催に係るもの（ただし、法施行令の規定により熊本市教育委員会が許可できるものに限る）については、別表に定める基準（地域、行事内容）に適合するものに限り許可するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第5条 上記の全地域内での上記範囲の行事については必ず次の条件を遵守させるものとする。

- (1) 火気の使用の制約又は禁止
- (2) 監視員の配置と安全対策の樹立
- (3) 樹木、石垣、建造物、地下遺構等のき損防止
- (4) 後始末の徹底
- (5) 交通渋滞防止のための十分な対策の樹立

附 則

(施行期日)

この要項は、平成18年4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7年4月 1日から適用する。

別表（第４条関係）

地域区分			許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸	第３条の規定に適合する一般行事。
		大広間南側露地（中庭）	
		竹の丸	
	無料区域	西出丸（奉行丸、笹園）	第３条の規定に適合する一般行事。
		長堀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域	以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。 ア 熊本市が主催又は共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ 史跡内の土地所有者が行う定例行事 ウ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
		空堀内、不開門前、園路、その他の区域	行事の開催を認めない。ただし、熊本城公園の区域にあっては、公園管理者が行う行事を除く。
二の丸	芝生広場		第３条の規定に適合する一般行事。
	催し広場		
	監物台樹木園		国の直接管理であるこの区域については、第３条の規定に適合するものであること。
	清爽園、野鳥園その他の区域		行事の開催を認めない。
三の丸	憩いの広場		第３条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園		第３条の規定に適合する一般行事。
	公有化促進事業取得地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	桜の馬場城彩苑		第３条の規定に適合する一般行事。
	合同庁舎跡地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
その他	高麗門跡、御成道跡		第３条の規定に適合する一般行事。
	ＪＴ跡地、ＮＨＫ跡地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	藤崎台のクスノキ群		熊本県が直接管理するこの区域については、第３条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。

(参考) 熊本城の管理に関する要綱別図

